

# 令和4年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第3回定例会会議録目次

## 第1号 (10月5日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員(10人)	1
欠席議員(なし)	1
説明員出席者	2
議会局職員出席者	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議長辞職の件	3
議長の選挙	4
議席の一部変更	6
議案第5号 令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について	7
議案第6号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について	16
一般質問	17
7番 相馬 欣行議員	
質問内容 1 90t/日焼却施設の稼働停止に向けた取組について	17
2 安全衛生管理体制について	17
2番 中村 英仁議員	
質問内容 1 ごみ処理施設における資源化への取組について	22
閉 会	26
署名議員	27

# 令和4年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第3回定例会会議録

## 議事日程

令和4年10月5日(水) 午前9時30分

秦野市議会議場

第1 会期の決定

第2 議案第5号 令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について

第3 議案第6号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について

第4 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会期の決定

追加日程 議長辞職の件

追加日程 議長の選挙

追加日程 議席の一部変更

日程第2 議案第5号 令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 議案第6号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について

日程第4 一般質問

---

出席議員(10人)

1番	中村英仁	2番	野々山静香
3番	福森真司	4番	風間正子
5番	阿蘇佳一	6番	中山真由美
7番	相馬欣行	8番	大山学
9番	小沼富夫	10番	高橋文雄

---

欠席議員(なし)

---

説明員出席者

組 合 長	高 橋 昌 和	秦 野 市 長 環 境 産 業 部	岩 渕 哲 朗
副 組 合 長	高 山 松 太 郎	伊 勢 原 市 長 經 済 環 境 部	石 田 康 弘
事 務 局 長	内 海 元	秦 野 市 部 策 長 環 境 産 業 部 環 境 資 源 対 策 課	吉 藤 直
(総務課) 総 務 課 長	飯 沼 真 弓	伊 勢 原 市 部 兼 長 經 済 環 境 事 業 課	大 町 徹
庶 務 班 主 幹	進 藤 晋	環 境 美 化 セ ン タ ー 所 長	
(施設課) 施 設 課 長	小 島 正 之		
1 施 設 化 推 進 担 当 課 長	吉 江 正 範		
専 任 技 幹	吉 野 広 幸		
(工場) 工 場 長	小 菅 賢 一		
不 燃 ・ 粗 大 施 設 再 整 備 担 当 課 長	関 原 孝 雄		
施 設 管 理 班 主 幹	今 井 裕 之		

議会局職員出席者

議 会 局 長	小 泉 康 男
議 事 政 策 課 長	吉 田 浩 成
課 長 代 理 (議 事 担 当)	小 泉 祐 介
議 事 担 当 主 事	神 谷 茜

午前 9時58分 開 会

○高橋文雄議長 ただいまの出席議員は10人全員の出席を得ております。

これより令和4年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第3回定例会を開会いたします。

本日の議会日程は、お手元にお配りしたとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 会議録署名議員の指名

○高橋文雄議長 会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づき、議長において中山真由美議員、相馬欣行議員を指名いたします。

---

#### 日程第1 会期の決定

○高橋文雄議長 日程第1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

---

午前10時01分 再 開

○小沼富夫副議長 それでは、再開いたします。

---

#### 日程追加 議長辞職の件

○小沼富夫副議長 ただいま議長、高橋文雄議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小沼富夫副議長 御異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

本件については、一身上の事件と認められますので、地方自治法第117条の規定に基づき、高橋文雄議員の退席を求めます。

〔高橋文雄議員退席〕

○小沼富夫副議長 まず、その辞職願を朗読させます。

議会局長。

○小泉康男議会局長 それでは、辞職願を朗読いたします。

辞 職 願

このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

令和4年10月5日

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会副議長 小沼富夫様

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会議長 高橋文雄

以上でございます。

○小沼富夫副議長 お諮りいたします。

高橋文雄議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小沼富夫副議長 御異議なしと認めます。

したがって、高橋文雄議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

高橋文雄議員の着席を認めます。

〔高橋文雄議員着席〕

○小沼富夫副議長 この際、前議長から退任の御挨拶をお願いいたします。

高橋文雄議員。

〔高橋文雄議員登壇〕

○10番高橋文雄議員 おはようございます。議長退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

このたび、一身上の都合により、任期半ばであります。議長職を辞することになりました。皆様には多大なる御迷惑をおかけいたしましたことを改めておわび申し上げるとともに、辞職の許可をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

また、議長を務めさせていただいた間、議員の皆様をはじめ組合議会に関係する方々には多くの御協力、御支援をいただきまして、心から感謝申し上げます。

現在、ごみ問題につきましては、ゼロカーボンや資源のリユース等、大変課題が多いわけですが、今後引き続き組合議員の職を全うする中で、本組合、ひいては両市のさらなる発展に向けて、より一層尽力することをお誓い申し上げまして、議長退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔高橋文雄議員降壇〕

---

日程追加 議長の選挙

○小沼富夫副議長 ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小沼富夫副議長 御異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○小沼富夫副議長 ただいまの出席議員数は7人であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○小沼富夫副議長 念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙には、被選挙人の氏名を記載してください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小沼富夫副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○小沼富夫副議長 異状なしと認めます。

それでは、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔投 票〕

○小沼富夫副議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小沼富夫副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○小沼富夫副議長 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に中村英仁議員及び高橋文雄議員を指名いたします。

両議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○小沼富夫副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 7 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 6 票

無効投票 1 票

有効投票中

阿蘇 佳一議員 6 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 2 票であります。

したがって、阿蘇佳一議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました阿蘇佳一議員が議場におられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定に基づく告知をいたします。

この際、議長に当選されました阿蘇佳一議員に御挨拶をお願いいたします。

それでは、阿蘇佳一議員。

〔阿蘇佳一議員登壇〕

○5 番阿蘇佳一議員 おはようございます。議長就任に当たり一言御挨拶させていただきます。

ただいま議員の皆様方からの御理解、御支援をいただき、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会議長を仰せつかりました阿蘇佳一です。大変光栄であると同時に、その責任の重さを痛感しているところでございます。秦野市、伊勢原市、両市の発展とよりよい市民生活の実現のため、誠心誠意、謙虚に一生懸命取り組んでまいります。

今後とも議員各位、皆様方の御指導、御鞭撻、御協力をよろしくお願い申し上げまして、議長就任に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔阿蘇佳一議員降壇〕

○小沼富夫副議長 議事の進行について、議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 17 分 休 憩

---

午前 10 時 18 分 再 開

○阿蘇佳一議長 再開いたします。

---

#### 日程追加 議席の一部変更

○阿蘇佳一議長 お諮りいたします。

議長の選挙等により、議席の一部変更が生じたため、議席の一部変更を日程に追加したいと思いま

す。

会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたしたいと思います。

その議席番号及び氏名を議会局長に朗読させます。

議会局長。

○小泉康男議会局長 それでは、朗読いたします。

1番、中村英仁議員を2番へ、2番、野々山静香議員を1番へ、4番、風間正子議員を5番へ、5番、阿蘇佳一議員を10番へ、10番、高橋文雄議員を4番へ。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読いたしましたとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、次回の本会議から、ただいま変更いたしました議席にそれぞれ御着席をお願いいたします。

---

## 日程第2 議案第5号 令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について

○阿蘇佳一議長 次に、日程第2 「議案第5号・令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 ただいま議題となりました「議案第5号・令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」を説明いたします。

令和3年度本会計の決算額は、お手元の決算書に記載したとおり、歳入総額28億5,053万1,378円に対し、歳出総額27億6,587万7,972円となり、歳入歳出差引額8,465万3,406円を翌年度に繰り越しました。この繰越金のうちには、伊勢原清掃工場経費施設維持管理費の継続費通次繰越額582万5,000円が含まれているため、これを差し引いた実質収支額は7,882万8,406円となります。

また、本会計の予算現額に対する収入率は101.0%、執行率は98.0%でした。

それでは、令和3年度に実施した主な組合事業の成果を申し上げます。

まず、はだのクリーンセンターについては、平成28年4月1日から開始した12年間の長期包括運営業務委託に基づき、運営事業者との綿密な連携の下、長期的な展望を見据えた安定的かつ安全な管理



運営に努めました。

また、施設での発電については、効率的な燃焼管理を行うことで最大限の発電量となるよう努めてまいりました。

次に、伊勢原清掃工場について、90トン焼却施設は、令和5年度末の稼働停止を、粗大ごみ処理施設は再整備を見据え、それぞれ計画的な修繕整備を行い、施設の処理性能の維持や予防保全に努め、安全かつ安定した管理運営に取り組みました。

また、栗原一般廃棄物最終処分場においては、令和5年度末の埋立て終了後の跡地利用を踏まえ、焼却灰の埋立て処分を進めるとともに、浸出水処理施設の修繕整備を行い、適正かつ安全な維持管理に取り組んでまいりました。

次に、秦野斎場については、令和3年度から指定管理者制度を導入し、民間企業の能力を生かすことで、さらなる市民サービスの向上を図り、故人との別れをしのぶ大切な場にふさわしい施設であり続けるよう、適正な管理運営に努めました。

また、火葬に伴い発生する残骨灰については、令和3年度から、遺族感情に十分配慮した取扱いとすることを条件に付した上で、一般競争入札により選定した事業者へ売渡しを開始しました。売渡しで得られた収入は、将来的に秦野斎場における大規模な修繕整備等を実施する際の財源に活用してまいります。

そのほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気や消毒などの感染対策を徹底することで、安定的に火葬業務が継続できるよう努めてまいりました。

次に、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場における環境保全対策としまして、両施設では煙突からの排ガスのほか、周辺環境の定期的な測定を行っています。いずれの施設におきましても、法令基準値を大幅に下回る良好な結果を得られました。

最後に、令和3年度のごみ処理の状況ですが、秦野・伊勢原両市から搬入された可燃ごみは5万6,789トンで、令和2年度に比べ2.4%、1,384トン減少し、不燃・粗大ごみの搬入量は3,429トンで、令和2年度に比べ18.6%、786トン減少しました。

搬入されるごみの量については、環境への負荷を減らし、ごみ処理に必要な財政負担や円滑な可燃ごみ焼却処理の1施設体制化への移行等の課題を解決するために、さらなるごみの減量・資源化を進めることが不可欠でございます。引き続き、住民、事業者、行政が一体となった取組を両市と協調しながら進めてまいります。

以上、組合事業の概要を申し上げますが、決算の事項別明細や主要な施策の成果は、地方自治法第233条第5項の規定により、明細書、調書及び報告書を提出していますので、細部の説明は省略させていただきます。

なお、この決算について、監査委員からは、「審査書類は、いずれも法令の定めるところに従って調製され、計数は正確に表示されており、予算の執行も全般的に所期の目的に従い、効率的かつ適正に

運用されているものと認める。また、財産管理は適正に行われ、基金もその目的に従い、適正に運用されているものと認める」との意見をいただきました。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

[組合長降壇]

○阿蘇佳一議長 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

通告がございます。

大山学議員。

[大山 学議員登壇]

○8番大山 学議員 伊勢原市選出の大山学です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、「議案第5号・令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」質疑をいたします。

まず、歳入決算額について、決算書4、5ページによると、歳入合計の予算額28億2,175万円に対し、収入済額が28億5,053万1,378円となり、歳入決算額全体では、予算額を2,878万1,378円上回っています。こうした中、予算科目ごとの内訳を見ますと、款1分担金及び負担金は対予算1,278万円の減、款2使用料及び手数料のうち項2手数料は対予算2,446万7,060円の減と、大きく予算額を下回っていますが、これらの減額要因を伺います。

次に、歳出決算額について、決算書6、7ページによると、歳出合計の予算額28億2,175万円に対し、支出済額が27億6,587万7,972円、不用額が5,004万7,028円となっています。この不用額の約87%に相当する4,349万3,918円が衛生費から生じたものですが、主な要因を伺います。

二次質問以降は、質問者席にて行いますので、よろしく願いいたします。

[大山 学議員降壇]

○阿蘇佳一議長 総務課長。

○飯沼真弓総務課長 大山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、総務課から歳入決算額のうち款1分担金及び負担金の収入済額が予算額を約1,278万円下回った要因についてお答えいたします。

まず、この減額要因を端的に申し上げますと、両市財政主管課等と協議した上で令和2年度から実施しております、分担金の減額調整を令和3年度も行ったことによるものです。分担金の当初予算額は、分担金を除く歳入予算額から歳出予算総額を差し引いて算定した、言わば予算編成時点で本組合の自主財源では賄い切れないと見込んだ不足額となります。

しかしながら、年度中の予算執行を進める中で、前年度繰越金等の収入増や、契約差額等による歳出の不用額が生じ、実際に必要な分担金額が当初の見込みよりも少なくて済む場合がございます。

このように当該年度の収支状況を踏まえ、当初予算額どおりの分担金額を両市から頂かなくても支

障が生じないと判断した場合は、分担金の減額調整を行います。令和3年度は、この調整額が約1,278万円になったことから、斎場経費及びじん芥処理経費等の分担金割合で両市それぞれに案分し、年度末時期に分担金を減額した結果、予算額を下回る収入済額となったものでございます。

○阿蘇佳一議長 施設課長。

○小島正之施設課長 続きまして、施設課からは、歳入決算額の減額要因及び歳出決算額の不用額について、2点お答えいたします。

初めに、1点目、歳入決算額のうち、款2使用料及び手数料についてとなりますが、御質問の項2手数料は全額、ごみ処理手数料となります。この収入済額が予算額に比べ約2,447万円の減となった要因は、新型コロナウイルス感染症まん延の影響を受け、ごみ量が当初の見込みを下回ったことによるものです。予算編成時点では、コロナ禍の収束に伴い、事業系ごみを中心としたごみ量がコロナ禍以前に近い水準まで戻ると予測し、手数料額を積算いたしました。

しかし、令和3年度も依然として新型コロナウイルス感染症のまん延が経済活動に影響を及ぼし続けたと考えられ、結果的に事業系ごみの増加量が想定を大きく下回ったことから、ごみ処理手数料も大幅な減額となったものであります。

次に、2点目、歳出決算額のうち、款3衛生費の不用額が生じた要因になりますが、この不用額は、主に項2の清掃費から生じております。このうち、施設課からは、はだのクリーンセンターの維持管理に係る経費となる目3クリーンセンター費の不用額について、お答えいたします。

主な要因といたしましては、ごみ処理手数料と同様、ごみの搬入量が予算編成時の見込みに比べ減少したことに伴い、はだのクリーンセンター長期包括運營業務委託料の変動費や焼却灰処分委託費等のごみ量に応じて変わる経費が減額したことによるものです。

また、民間事業者へ委託を予定しておりました事業系可燃ごみの展開物検査業務につきましても、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえ、実施を見合せたこともあり、全体で約928万円の不用額が生じたものであります。

○阿蘇佳一議長 工場長。

○小菅賢一工場長 続いて、工場からは、伊勢原清掃工場及び栗原一般廃棄物最終処分場の維持管理に係る経費となる目2工場費の不用額が生じた要因について、お答えいたします。

工場費の不用額約2,498万円のうち、金額が大きいものを2点挙げますと、節11需用費の光熱水費で約994万円、節13委託料で約1,140万円となります。

1点目の光熱水費については、伊勢原清掃工場及び栗原一般廃棄物最終処分場に関する電力供給の事業者を一般競争入札により選定した結果、高压電力の契約単価が低額となったことが、主な要因となります。加えて、従来から90トン焼却施設の焼却炉へ噴霧する冷却水に県営水道と井戸水を併用しておりますが、井戸水の使用割合を増やしたことで、水道料金を節減できたことなどから、不用額が生じたものです。

2点目の委託料については、まず、可燃性粗大ごみ運搬業務の経費削減が挙げられます。両市から伊勢原清掃工場へ搬入された粗大ごみのうち、破碎処理が必要な可燃性の粗大ごみは、はだのクリーンセンターへ運搬して焼却処理いたします。可燃性粗大ごみのうち、秦野市分について、令和3年度から秦野市が直接はだのクリーンセンターへ搬入する仕組みを導入したことにより、伊勢原清掃工場から運搬する回数が減少し、委託料の減額につながりました。

次に、栗原一般廃棄物最終処分場における雨水排出等分析業務の執行残となります。この業務は、処分場外へ排出した雨水を採取して水質の分析を行うものです。令和3年度は、降水量等の採水要件を満たした雨の回数が想定より少なかったことから、分析回数が減少し、委託料の減額につながりました。

そのほか、様々な委託業務の契約差金などにより不用額が生じたものです。

以上になります。

○阿蘇佳一議長 大山学議員。

○8番大山 学議員 それでは、二次質問に移ります。

歳入決算のうち、款1と款2の減額要因は理解しました。一方で、款7諸収入のうち項2雑入については、対予算額で4,823万1,660円もの増となっており、歳入決算額の底上げに大きく影響したものと考えられますが、その内訳と主な増額要因について伺います。

また、歳出決算額からは、伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設に関連する事項を伺います。決算審査意見書27ページには、伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設において、小型充電式電池等が原因と考えられる発火が度々確認されている状況から、火災警報器を増設した旨が記載され、その経費として成果報告書16ページには、火災警報器増設工事に66万円の経費を要したと示されています。

近年、リチウムイオン電池を原因とする発火事案は、テレビニュースや新聞報道等でもよく目にいたします。最近では、9月14日付の読売新聞に「充電電池 清掃工場 火事の元」と題し、スマートフォンやパソコンなどの小型充電電池を内蔵した製品の普及に伴い、ごみ処理施設における火災が増加しているという記事が掲載されました。環境省の調査によると、こうした火災は、全国各地で被害の大小を含め年間1万件以上も発生しているとのことで、防火体制の強化は非常に優先度の高い取組と認識しています。

そこで、令和3年度における火災警報器の増設により、どのような効果が得られたと考えているのかをお伺いいたします。

以上です。

○阿蘇佳一議長 総務課長。

○飯沼真弓総務課長 再度の御質問にお答えいたします。

初めに、総務課からは、歳入決算額の款7諸収入のうち項2雑入の増額について、その内訳と要因を予算額に比べ特に増額が大きい3点に着目し、御説明いたします。

まず1点目は、資源化物売却収入です。伊勢原清掃工場の粗大ごみ処理施設で選別した不燃・粗大ごみのうち、鉄類、非鉄類、家電類などを有価物として売却したもので、約2,683万円の増となりました。

次に、2点目、クリーンセンター売電収入です。はだのクリーンセンターにおける焼却処理に伴い自家発電した電力のうち余剰分を電力会社へ売却したもので、約1,874万円の増となりました。

最後に、3点目は、火葬残骨灰売渡料です。秦野斎場で火葬後に残った貴金属類を含む火葬残骨灰を、遺族感情に配慮した取扱いをすることを条件に令和3年度から新たに売渡しを開始したもので、約250万円の増となりました。

ただいま申しあげました3つの収入は、いずれも一般競争入札により売却先の事業者を選定しておりますが、令和3年度においては、想定を超える需要の高まりから市場の競争原理が働き、予算編成時の見込みに比べ単価が上昇したことで、増額となったものです。

○阿蘇佳一議長 工場長。

○小菅賢一工場長 続いて、工場からは、伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設における火災警報器の増設効果についてお答えします。

粗大ごみ処理施設では、令和2年度に不燃ピットで小型充電式電池等が出火原因と考えられる火災が発生したことから、急遽火災警報器を3台設置しました。令和3年度においては、さらなる防火体制の強化に向け、新たに4台増設したものです。その効果といたしましては、火災警報器は炎または温度の上昇を感知して警報音が鳴り響く仕組みとなっているため、増設に伴う感知範囲の拡大と精度の向上により、発火が確認された際の迅速な初期対応につながるものと考えております。

しかしながら、御質問のとおり、リチウムイオン電池等がごみに誤って混入されたことによる発火事案は、全国のごみ処理施設で相次いでおり、本組合も例外ではございません。引き続き、適正分別の徹底を訴えかけるとともに、さらなる防火体制の強化に向け、有効な手法の調査研究を進めたいと考えております。

以上になります。

○阿蘇佳一議長 大山学議員。

○8番大山 学議員 ありがとうございます。それでは、三次質問に移ります。

先ほど申し上げたとおり、粗大ごみ処理施設における防火体制の強化は、非常に優先度が高い取組と考えています。万一の事態を決して起こさぬために、今後も秦野市、伊勢原市両市民に対して適正分別の徹底を呼びかけた上で、より効果的な対応策の検討を進めていただきますようお願いいたします。

それでは最後に、歳出決算額における翌年度繰越額についてお伺いをいたします。この衛生費の繰越額582万5,000円は、昨年12月の第4回定例会において補正予算を組まれた排水処理方法の検討及び生活環境影響調査等業務委託料の通次繰越額であると理解しています。補正予算の議案が上程された

際の質疑において、私から年割額の設定根拠を伺い、総額2,508万円に対し、令和3年度は752万4,000円とした旨の説明を受けました。成果報告書17ページによると、実際の執行額は169万9,000円にとどまっているようですが、年割額との差が生じた要因はどのようなものか、令和3年度中に実施した業務内容と併せてお伺いいたします。

以上です。

○阿蘇佳一議長 工場長。

○小菅賢一工場長 再度の御質問にお答えします。

御質問は、令和3年度に3か年の継続費を設定した排水処理方法の検討及び生活環境影響調査等業務委託料のうち、令和3年度の業務の内容及び年割額との差が生じた要因についてとなります。

まず、実施した委託業務の内容は、新たな排水処理施設基本計画の作成、生活環境影響調査に係る実施計画の作成、排水の水質分析となります。

次に、年割額との差が生じた要因についてですが、年割額は752万4,000円、内訳は20%の出来高と10%の前払金の支払いを見込んでおりました。しかし、各種計画の検討に時間を要し、実際の出来高が10%にとどまったことや、前払金の請求がなかったことから、執行額が169万9,000円となり、差額の582万5,000円を通次繰越したものです。

なお、現時点での全体の事業計画に遅れは生じておらず、期間内に新たな排水処理方法の検討を完了できると見込んでおります。

以上になります。

○阿蘇佳一議長 続きまして、風間正子議員。

〔風間正子議員登壇〕

○5番風間正子議員 秦野市選出の風間です。よろしくお願ひいたします。ただいま阿蘇議長から発言の許可をいただきましたので、「議案第5号・令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」質疑させていただきます。

令和5年度末に伊勢原清掃工場を稼働停止し、可燃ごみ焼却施設については、はだのクリーンセンター1施設体制へ移行することとなっております。そのため、1施設で可燃ごみの処理を行うことのできる量まで減量を進めることが重要であると認識しておりますが、その状況を確認させていただきたいと思います。

1点目として、ごみ搬入量の内訳について。令和3年度決算資料、主要な施策の成果報告書9ページによれば、前年度決算時と比べ、可燃ごみが1,383.90トン、2.4%の減少、不燃・粗大ごみが786.06トン、18.6%の減少となっておりますが、組合全体のごみ搬入量における両市の内訳はどのようになっているのかお伺いいたします。

2点目、可燃ごみの内訳について。搬入量が減少した可燃ごみについて、家庭系が主となる計画収集分と事業系が主となる一般搬入分があると思いますが、組合全体ではそれぞれどのような傾向が見

られているのかお伺いいたします。

二次質問につきましては、質問者席から質疑させていただきます。2点についてよろしくお伺いいたします。

〔風間正子議員降壇〕

○阿蘇佳一議長 施設課長。

○小島正之施設課長 風間議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1点目、組合全体のごみ搬入量における両市の内訳ですが、令和3年度の可燃ごみ搬入量は、両市合計で5万6,789.24トンとなり、前年度と比べ1,383.90トン減少しました。そのうちの約40%が秦野市分で553.44トンの減少、約60%は伊勢原市分で830.46トンの減少となりました。

また、不燃・粗大ごみ搬入量は、両市合計で3,429.43トンとなり、前年度と比べ786.06トン減少しました。そのうちの約52%は秦野市分で413.12トンの減少、約48%が伊勢原市分で372.94トンの減少となりました。

続いて、御質問の2点目、可燃ごみにおける家庭・事業系の内訳については、可燃ごみ搬入量は令和2年度と比べ1,383.90トン減少しましたが、その内訳は、主に家庭ごみである計画収集分が全体の約94%を占め、1,307.88トンの減少、主に事業系ごみである一般搬入分が残りの約6%で、76.02トンの減少となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた令和2年度は、計画収集ごみが微増、一般搬入分が大幅な減となりましたが、令和3年度は、家庭系の片づけごみの排出が落ち着き、減少に転じた一方、事業系のごみは経済活動が活発化せず、微減にとどまるなど、令和2年度とは異なる傾向を示しております。

以上です。

○阿蘇佳一議長 風間正子議員。

○5番風間正子議員 ありがとうございます。どちらも減少している状況にあると思います。可燃ごみと不燃・粗大ごみ、それぞれ前年度と比べて減量傾向にあったということは大変理解いたしました。

そこで、搬入されるごみが減量したことによりまして、組合が処理する中で、令和2年度決算と比較し、令和3年度決算ではどのような経費が削減されたのかお伺いいたします。

また、焼却施設の1施設体制化に向けて、ごみ搬入量の傾向をどのように評価しているのか併せてお伺いいたします。

○阿蘇佳一議長 施設課長。

○小島正之施設課長 再度の御質問にお答えいたします。

令和3年度決算では、可燃ごみの減量によりまして、はだのクリーンセンター長期包括運営業務委託における変動費や焼却灰処理経費などが削減され、令和2年度と比べ約1,100万円削減できました。

また、不燃・粗大ごみの減量によりまして、伊勢原清掃工場からはだのクリーンセンターへの可燃性粗大ごみ運搬経費や不燃物残渣処理経費などが削減できたことによりまして、約1,200万円削減できました。

両市から収集された不燃・粗大ごみにつきましては、伊勢原清掃工場に搬入された後、可燃性のものと不燃性のものとに分別されます。そのうち不燃性のものは、選別、解体等の工程を経て、鉄類や非鉄類などの有価物を取り出して売却し、最終的に残った不燃物残渣を処理処分しております。一方で、可燃性のものは、本組合の焼却施設に運搬し、焼却処理しております。こうした可燃性のものなどに可燃ごみ搬入量を加えたものを焼却対象量と呼びまして、両市のごみ処理基本計画や秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画に位置づけております。

可燃ごみ焼却処理の1施設体制への移行時期である令和5年度末まで残り約1年半となっており、円滑に1施設体制へ移行するためには、可燃ごみ搬入量だけではなく、この焼却対象量の推移を注視していくことが重要です。

焼却対象量の令和3年度実績は5万7,760.13トンであり、はだのクリーンセンター年間処理上限量の目安となる5万6,000トンと比べまして、約1,800トンの減量が必要であるため、両市へさらなる減量を求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○阿蘇佳一議長 風間正子議員。

○5番風間正子議員 ありがとうございます。搬入されるごみが減量されたことによって、使っていた今までの費用が削減されていることも併せて理解しました。ありがとうございます。

やはり先ほども議員連絡会でお聞きしましたが、ごみを分別し、資源化するということはお金がかかることでありますが、それであっても、私たちの義務としてやらなければいけないなと思っております。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度は増えて令和3年度になって落ち着いてという形で、ある意味では私たちもいい経験ができたのかなと、ごみを通して、そのように感じました。

しかし、私たちは、これからまだ気を緩めてはいけなと思っています。今度、1施設体制化になるということは、令和6年度からは、はだのクリーンセンター1施設で、安定的にごみ処理をしなければいけないということでございます。まだ両市においても減量施策の手をお互いに緩めず、さらなる減量に努めていただきたいと思っておりますので、二市組合も一緒に、3者一緒になって、1施設体制化に向かって頑張っていかなければいけないなと思っておりますので、お互いまだ気を緩めず、必ずごみはリバウンドする 때가来ます。ですから、それを避けるためにも気を緩めず、引き続き、両市の減量の施策については進めていただけますよう要望して終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○阿蘇佳一議長 他にございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 これでは質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○阿蘇佳一議長 賛成全員であります。

したがって、議案第5号は認定することに決定いたしました。

---

### 日程第3 議案第6号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について

○阿蘇佳一議長 次に、日程第3 「議案第6号・秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について」を議題といたします。

本件については、一身上の事件と認められますので、地方自治法第117条の規定に基づき高橋文雄議員の退席を求めます。

〔高橋文雄議員退席〕

○阿蘇佳一議長 それでは、組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 ただいま議題となりました「議案第6号・秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について」を説明いたします。

本案は、本組合監査委員のうち、組合議会議員から選任いたしておりました阿蘇佳一委員が本年10月4日をもって辞職されましたので、後任の委員に高橋文雄議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

〔組合長降壇〕

○阿蘇佳一議長 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号については、討論を省略し、採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号に対する討論を省略することに決定いたしました。

議案第6号を採決いたします。

ただいま議題になっております議案第6号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、これに同意することに決定いたしました。

高橋文雄議員の着席を認めます。

〔高橋文雄議員着席〕

---

#### 日程第4 一般質問

○阿蘇佳一議長 次に、日程第4 「一般質問」を行います。

一般質問は、発言通告一覧表に従い、順次質問を行います。

相馬欣行議員。

〔相馬欣行議員登壇〕

○7番相馬欣行議員 伊勢原市選出の相馬でございます。ただいま議長に質問の許可をいただきましたので、事前に通告しました2点について一般質問いたします。御答弁よろしく願いいたします。

1点目に、伊勢原清掃工場90トン焼却施設の稼働停止に向けた取組について。老朽化が進む90トン焼却施設については、秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画の改定に合わせ、ごみの焼却対象量の減量傾向や将来推計を踏まえ、当初計画より2年前倒しの令和5年度末に稼働停止し、はだのクリーンセンター1施設体制で運営することに見直しをしています。移行時期の早期化により、90トン焼却施設に関わる維持管理費などの削減効果とともに、さらなるごみの減量化に取り組み、1施設による安定処理可能量の必達が秦野市、伊勢原市に求められています。

このような背景を受け、環境衛生組合の責務としては、90トン焼却施設の確実な稼働停止を進めることが求められています。令和5年度末の90トン焼却施設の稼働停止に向け、伊勢原清掃工場で実施する主な取組について伺います。

2点目に、安全衛生管理体制について。企業は人なり、秦野市伊勢原市環境衛生組合事業の継続的な発展を支え、多様なごみ処理を実現するのは、秦野市、伊勢原市で環境衛生組合事業に関わる職員等の皆様であります。長期化するコロナ禍の中で、風雨等のどんな状況下においても市民の日常生活を守るため、ごみ処理にまつわる多くの諸施策を推進していただいていることに改めて感謝申し上げます。この職員が日頃から安心して健康に働ける職場環境づくりなくして、二市組合が目指す業務の

目標達成と、当たり前前の市民生活を実現することはかないません。

具体的な質問として、職場の安全な作業環境を確保するため、本組合内で安全衛生委員会を組織しているとのことですが、この委員会に関わる労働災害防止に向けた取組について伺います。

以上、演壇からの質問とし、二次質問以降は質問者席から行います。

[相馬欣行議員降壇]

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 相馬議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、御質問の1つ目、90トン焼却施設の稼働停止に向けた伊勢原清掃工場における取組について御説明いたします。

御質問のとおり、90トン焼却施設は、可燃ごみ焼却処理の1施設体制化に伴い、令和5年度末に稼働停止となり、その後、神奈川県への届出をもって正式に廃棄物処理施設としての廃止を迎えます。

一方で、同じ敷地内に所在する粗大ごみ処理施設の稼働や管理事務所の機能は、令和6年度以降も継続することになるため、こうした伊勢原清掃工場における事業内容の変更を見据え、様々な工事や調整等を90トン焼却施設の稼働停止までに済ませておく必要がございます。

具体的な取組は大きく2点ございますが、まず1点目の新たな排水処理方法の導入について御説明いたします。粗大ごみ処理施設の稼働に伴う汚水や事務所等の生活排水は、現在、90トン焼却施設の焼却炉内へ噴霧する冷却水に活用していますが、同施設の稼働停止により、この処理方法は不可能となります。

そこで、代替となる処理方法の導入に向け、令和3年度から3か年の継続費を設定し、支援業務を委託している専門事業者と連携しつつ、検討を進めているところです。検討の進捗状況としては、現在、生活環境影響調査、いわゆる環境アセスメントを進めており、本年7月に夏季分として伊勢原清掃工場の稼働に伴う悪臭及び水質への影響を調査しました。令和5年1月頃には、冬季分として大気質、騒音・振動及び水質の調査を実施し、季節ごとの傾向や変動要因等の現状を把握した上で、新たな排水処理方法が周辺環境へ与える影響を予測評価します。その結果を踏まえ、令和5年7月末までに神奈川県へ廃棄物処理施設の変更に係る届出を行い、必要な工事に着手する予定となっています。

次に、2点目、給水設備の更新について御説明いたします。90トン焼却施設の焼却炉へ噴霧している冷却水は、ただいま申し上げた汚水や生活排水だけでなく、大半は県営水道の水道水を使用しています。この県営水道は、標高が高い位置に所在する伊勢原清掃工場まで直接給水することができないため、低い位置に設置した大型の受水槽に一時貯留した後、工場敷地内の受水槽へポンプで送水しています。90トン焼却施設の稼働停止後は、こうした水道水の使用を飲料水等の生活用水に限定するため、衛生管理上の観点から、受水槽の容量を現在よりも大幅に縮小するなど給水設備を更新する必要が生じます。こちらも1点目の排水処理方法と同じく、稼働停止後速やかに切替えることができるよう、現段階から対応方法を検討し、必要な工事を進めてまいります。

そのほか、計画収集や自己搬入方法に係る調整、同施設廃止に向けた神奈川県との協議など取組は多岐にわたりますが、地域住民の皆様へ丁寧な説明を重ねつつ、着実に対応してまいりたいと考えています。

続きまして、御質問の2つ目、安全衛生委員会における労働災害防止に向けた取組について御説明いたします。本組合では、平成7年7月6日に発生した当時稼働中の伊勢原清掃工場180トン焼却施設における爆発事故により、技能労務職員3名が被災し、そのうち1名の貴い命が失われました。この事故は、発生から30年近くが経過した現在においても、安全な施設管理を徹底する上での重要な教訓として、職員一人一人の胸に深く刻み込まれています。こうした悲惨な事故を二度と引き起こさないという強い信念の下、職員の安全に対する意識を高めていくことで、労働災害の未然防止に組織一丸となって取り組んでまいりました。

その取組の柱とも言える安全衛生委員会は、職員の安全及び衛生に関する事項について意見を聞き、職場の安全衛生活動を推進することを目的に設置したものです。同委員会は、労働安全衛生法に基づく安全委員会と衛生委員会の機能を兼ねたものであり、本組合は同法で設置義務を課される労働者数に満たない規模の組織ではありますが、安全衛生管理体制の強化に向け自主的に設置し、年3回の定例会議を開いています。

また、同委員会の構成者は、委員長である事務局長以下、厚生主管課長である総務課長、事業場所管課長である施設課長及び工場長、安全衛生推進者、職員労働組合から推薦された者、合計10名となります。このうち、安全衛生推進者については、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場それぞれで厚生労働省が定める講習を受講した職員を選任しており、安全衛生に係る技術的事項の管理を行うことが役割となっています。

同委員会における労働災害防止に向けた主な取組内容として、この安全衛生推進者を中心とした安全パトロールを実施し、本組合の施設で危険または事故が発生すると予見される箇所の早期発見と、速やかな改善を図っています。なお、安全パトロールの結果は、同委員会へ報告し、出席者一同が危険箇所の存在と改善状況を確認し合うことで、事故の未然防止及び安全な作業環境の確保につなげています。

そのほか、年に1回、全職員を対象に安全衛生標語を募集し、優秀作品を事務所や作業場に掲示するなど、職場内全体の安全衛生に対する意識を高めることで、職員が自ら考え、行動できる土壌づくりに努めているものです。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 相馬欣行議員。

○7番相馬欣行議員 御答弁ありがとうございました。

二次質問については、安全衛生管理体制から質問させていただきます。平成7年に発生した180トン焼却施設の爆発事故を受け、悲惨な事故を二度と引き起こさないという強い信念の下、安全衛生委員

会を設置し、多くの活動を進めているとの答弁でありました。答弁にありました、作業現場の安全確保に向けた安全パトロールの具体的な実施方法と、近年の主な指摘事項について確認いたします。

さらに、この指摘は、同じ施設内で働く委託業者へも報告されているのか確認いたします。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

まず、安全パトロールの具体的な実施方法については、夏季と冬季の年2回に分けて行い、本組合が管理する全ての施設を直接回り、危険箇所等を調査しています。このパトロールに当たっては、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場に勤務する委員を交えた2班体制とし、各班が点検表に基づき、施設の各エリアにおける管理状態を5段階で評価するとともに、異常の有無及び特記事項を記録しています。こうした普段勤務する施設とは異なる現場を確認し合う方法により、日常業務では気づき難い危険や、事故の発生リスクを客観的な視点で把握できるものと考えています。

次に、近年の主な指摘事項としては、突起物や転倒のおそれのある棚、ロッカー等の危険箇所に安全対策を講じるべきといった指摘や、消火器の設置場所等が適切でないといった指摘が挙げられます。加えて、薬品類の注意表示板等、掲示物に係る破損、文字の薄れなど、適切な施設管理を図る上で是正すべき様々な点が発見されました。

そのほか、騒音レベルが高い作業現場で耳栓等の保護具着用が徹底されていないことなど、作業環境面での問題点を含めた幅広い指摘がなされており、これらは該当する施設の所管課だけではなく、委託事業者へも報告し、速やかに改善されています。

このような取組の積み重ねにより、本組合においては、近年、重大な事故あるいは施設管理上の不備に起因した労働災害は起きていませんが、引き続き、定期的な安全パトロールの実施を通し、職場の安全確保と良好な作業環境の構築に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 相馬欣行議員。

○7番相馬欣行議員 ありがとうございます。安全活動に、これはよしはありません。継続は力なり、引き続きの活動をお願いいたします。

続きまして、90トン焼却施設の稼働停止に向けた取組について三次質問をいたします。令和5年度末までの稼働停止に向けた取組についてと、新たな排水処理方法の導入と給水設備の更新について、稼働停止後速やかに切替えることができるよう、検討と必要な工事を進めるとのことでした。環境アセスメントを進めていますが、悪臭、水質、大気質、騒音、振動など周辺地域に影響を及ぼさないよう、確実な実行をお願いいたします。既に180トン焼却施設で経験しているかもしれませんが、安全第一で確実な作業の推進をお願いいたします。

三次質問として、稼働停止した令和6年度以降の90トン焼却施設を廃止するまでの間、どのような取組が必要なのか確認いたします。

また、同施設の廃止後は、どのような管理を行っていくのかについても確認いたします。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

まず、令和6年度以降、90トン焼却施設の廃止までに行う取組としては、環境保全及び衛生管理上の観点から必要な処置が挙げられます。具体的には、ダイオキシン類対策として、排ガス中の有害物質を含んだばいじんを集めるためのバグフィルターと呼ばれる装置や、排ガスが煙突に至るまでの経路となる煙道などに付着したばいじんの除去を行います。さらには、ごみピット等に残った可燃ごみやタンク内の薬剤なども除去し、適切な処理、処分を行います。

そのほか、雨水の流入防止を目的とした煙突の出口封鎖や仮囲いの設置による防犯対策等を予定しており、こうした一連の作業が完了した後、神奈川県に対し廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に基づいた、廃棄物処理施設の廃止に必要な手続きを行うこととなります。

次に、廃止後の管理については、解体工事に着手するまでの間、周辺環境を保全する観点から神奈川県の指針に基づき、施設の外観や設備の腐食、破損等の点検を定期的を実施するなど、適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 相馬欣行議員。

○7番相馬欣行議員 ありがとうございます。稼働停止後の作業として、環境保全と衛生管理の観点から必要な処置を進めるとのことです。解体まで長期にわたる可能性があり、確実な対応をお願いいたします。

次に、90トン焼却施設が稼働停止になることで、現在、作業に従事している職員の処遇をしっかりと確保することも、管理者として果たす役割と考えます。技能労務職員の雇用を確保するための対応方針について確認いたします。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

伊勢原清掃工場で90トン焼却施設の運転業務に従事する技能労務職員は、同施設が稼働停止した後の令和6年度時点で9名になると見込んでいます。本組合としては、これら全ての職員が退職まで安心して働き続けることができる職場を用意し、雇用の確保を図ることが技能労務職員の処遇に係る最も基本的で重要な対応方針だと考えています。

そこでまず、はだのクリーンセンターや秦野斎場等、伊勢原清掃工場以外への配置転換を含め、本組合内において他の業務に従事することができないか精査しました。

しかしながら、各施設の運転や管理に関わる大半の業務は、既に包括運營業務委託あるいは指定管理者制度等により、民間事業者が担っていることから、本組合内で技能労務職員が従事可能な業務は限られ、業務量としても4名分にすぎないとの結論に至りました。

そのため、本組合の職員労働組合とも協議の上、技能労務職員9名のうち定年退職までの勤務年数が長い5名を本組合の構成市である秦野市及び伊勢原市の職員として受け入れていただけるよう、両市へ働きかけを行ってまいりました。

こうした取組により、令和3年度に秦野市で希望者1名に対する選考試験を実施していただくことができまして、結果的に当該職員は、令和4年3月31日付で本組合を退職し、4月1日付で秦野市の正規職員に採用されました。今後も雇用の確保を大前提に据え、両市へ令和4年度、令和5年度と段階的に選考試験を実施し、受入れを進めていただけるよう働きかけてまいります。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 相馬欣行議員。

○7番相馬欣行議員 ありがとうございます。

今回の一般質問は、伊勢原清掃工場90トン焼却施設の稼働停止と停止後の取組、さらに安全衛生管理体制について確認をさせていただきました。長年稼働してきた焼却炉を停止し、廃止に向けた取組は、通常作業ではなく特殊作業となることから、計画に従い、確実に進めていただき、その後の管理において、周辺への環境被害等を防止していただきますようお願いいたします。

安全衛生管理体制では、通常作業ではない特殊作業、非常作業時に災害が発生する確率が高くなります。ハイインリッヒの法則によりますと、1つの重大事故の背景には29の軽微な事故があり、その背景には300の異常、ヒヤリ・ハットが存在すると言われており、軽微な状況で異常を見つけ、1件の重大事故を起こさず、未然に防ぐ仕組みでなくてはなりません。同じ敷地内で作業に従事する委託業者も含め、災害の未然防止に向けた取組をお願いいたします。

さらに、安全衛生管理体制は、整理整頓のみならず、職員の心身の安心安全を守る組織体制です。職員を登庁してきたときと同じ状態で帰宅させることが管理者の使命であり、機能的、機動的に対応できる仕組みの継続推進をお願いし、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○阿蘇佳一議長 以上で相馬欣行議員の一般質問を終わります。

中村英仁議員。

〔中村英仁議員登壇〕

○2番中村英仁議員 おはようございます。秦野市議会選出の中村英仁でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

ごみ処理施設における資源化への取組について伺います。令和3年組合議会第4回定例会一般質問でも、環境への取組、不燃・粗大ごみの資源化について伺いました。その際、SDGsの理念を取り入れていただきたいと要望いたしました。改めて説明いたしますと、SDGsとはサステナブル・ディベロップメント・ゴールズの略称で、持続可能な開発目標のことです。SDGsは、2015年の国連サミットで採択され、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間に達成するために掲げた目標です。国が2019年に発表しましたSDGsアクションプラン2020の中に、地方創生の観点からという部分が

あり、各地域でSDGsを活用して地方創生を実現していこうという流れになっております。SDGsには17の目標がありますが、その12番目に「つくる責任、つかう責任」という項目がございます。この項目で廃棄物の再生利用等を行うことで、廃棄物の発生を少なくすることが示されております。

現在、ほかの自治体や企業でもSDGsの理念を掲げ、環境問題に取り組まれている中、本組合の事業として、資源化等の取組は今後も大変重要で継続が必要と思われませんが、令和3年度に改定された秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画における将来ごみ量及び資源化量予測の中で、本組合における資源化量について記載があります。この項目の中には、焼却施設における資源化量、粗大ごみ処理施設における資源化量、圏外搬出資源化量と3つに分けて記載されておりますけれども、それぞれの具体的な取組の内容はどのようなかお伺いいたします。

二次質問以降は質問者席で行います。

〔中村英仁議員降壇〕

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 中村議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画の34ページに掲載している将来ごみ量及び資源化量予測については、両市それぞれのごみ処理基本計画における推計値を合算した秦野・伊勢原ブロック全体の将来予測となります。このうち、御質問の資源化量に係る3項目について、具体的な取組内容を御説明いたします。

まず、焼却施設における資源化量については、はだのクリーンセンターの焼却処理に伴い発生した主灰及び飛灰、こちらを便宜的に焼却灰と呼びますが、その資源化量を示しています。資源化の内容といたしましては、圏域外に所在する事業者の処理施設において、焼却灰を高温で熔融固化することにより熔融スラグを精製し、アスファルト舗装の下地となる路盤材等に有効活用されているほか、セメント原料の一部や歩道等の敷材に再生利用されています。

次に、粗大ごみ処理施設における資源化量については、伊勢原清掃工場の粗大ごみ処理施設に搬入された不燃・粗大ごみの中間処理後における資源化量を示しています。不燃・粗大ごみは、まず、可燃物と不燃物に分別し、このうち不燃物を鉄類、非鉄類、家電類などに選別した上、有価物として売却します。これら有価物は、売却先の事業者で金属製品の原材料等に活用されています。

また、水銀等の有害物質を含む蛍光灯や乾電池などは、事業者で適正処理を行った上で、ガラスウールや鉄筋等の建築資材の原料に活用されています。

なお、有価物を取り出し、陶器類などの処理不適物等を回収、除去した後、最終的に残る不燃物残渣の一部についても熔融処理し、路盤材等として活用されています。

最後に、圏外搬出資源化量については、従来、令和7年度末までとしていた可燃ごみ焼却処理の1施設体制化への移行を令和5年度末に早めるため、時限的に実施することとなった焼却対象量の削減施策に伴う資源化量となります。



具体的には、伊勢原清掃工場に搬入された不燃・粗大ごみを分別した際の可燃物に加え、両市が資源として回収した繊維類のうち、衣類等への資源化に適さないと判断した繊維類を圏域外へ搬出し、資源化する量のことを示しています。

なお、この資源化施策については、現在、試験搬出を行っており、その結果を受けて委託先の事業者が変更となる可能性があるため、資源化手法が未確定の状況ではありますが、熔融処理後、路盤材等に活用されることを想定しています。

本組合では、ただいま申し上げました様々な資源化の取組を今後とも継続していくことで、廃棄物処理分野におけるSDGsの推進と、循環型社会の形成に寄与してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 中村英仁議員。

○2番中村英仁議員 御答弁ありがとうございました。資源化への取組内容につきましては、おおむね理解いたしました。

先ほどのこの秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画における将来ごみ量及び資源化量予測の中で、それぞれの資源化内容によって、資源化量の推移が横ばいであったり、大幅増となる年度があるなど、傾向が異なると思われまじけれども、それぞれの傾向について、なぜそのような推計となっているのか、資源化率の観点も踏まえ、お聞きします。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

先ほど御説明いたしました3項目の資源化量それぞれについて、資源化率の観点を踏まえた将来推移の傾向に対する見解はどのようなかとの御質問でございます。

まず、焼却施設における資源化量の資源化率となりますが、90トン焼却施設が稼働を続けている令和5年度までは、同施設とはだのクリーンセンターで発生した焼却灰の総量に対する割合で算出する必要があります。90トン焼却施設の焼却灰は、ほぼ全量を栗原一般廃棄物最終処分場で埋立て処分していることから、この間における資源化率は5割程度で推移することになると見込んでおります。

しかしながら、90トン焼却施設が稼働停止し、また栗原一般廃棄物最終処分場も埋立て終了を迎えた後の令和6年度以降は、焼却灰の全量を圏域外で処理、処分するため、令和5年度までに比べ資源化量が2,000トン以上増えるものと推計しており、その率も9割程度に上昇すると見込んでいます。

次に、粗大ごみ処理施設における資源化量の資源化率は、本組合で中間処理する不燃・粗大ごみの総量に対する割合で算出いたします。資源化量自体は、ごみの減量に伴う若干減はありますが、おおむね横ばいで推移し、資源化率も現状と同様、4割程度を維持すると見込んでいます。

なお、焼却対象量の削減施策を実施する間においては、不燃・粗大ごみに含まれる可燃物の一部を圏域外の処理施設へ搬出することになるため、本組合で中間処理する量が減り、相対的に資源化率が向上すると考えられます。

最後に、圏外搬出資源化量は、ただいま申し上げた焼却対象量の時限的な削減施策に伴うものであり、その目的は1施設体制化の早期移行を図ることにあるため、他の資源化量のように資源化率を踏まえた中長期的な傾向の分析になじむものではございません。

また、この施策は、両市の可燃ごみのはだのクリーンセンター1施設で処理可能な量まで減量が進むと見込んでいる令和7年度までを予定していることから、令和8年度以降の資源化量はなくなると見込んでおります。

ただいま申し上げました資源化率及び資源化量の将来推移は、圏外搬出資源化量を除き、ごみ処理広域化実施計画における目標値とも言い換えることができますので、ごみの減量と合わせて達成に向けた取組を進める必要がございます。

そのため、本組合といたしましては、今後の推移に注視しつつ、両市とともにさらなるごみの減量、資源化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 中村英仁議員。

○2番中村英仁議員 ありがとうございます。

令和5年度末で栗原一般廃棄物最終処分場の埋立てが終了期限となっておりますけれども、このような機会を捉えて資源化量の増加を図っていくということには、私も大いに賛成ですけれども、こうした資源化処理や埋立て処分を行う事業者について、これまでどのような考え方で選定されてこられたのかお伺いいたします。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

本組合が、圏域外の民間施設で焼却灰や不燃物残渣等の資源化処理及び埋立て処分を行う際の事業者選定における考え方を御説明いたします。

事業者選定の考え方は、大きく2点ございます。まず1点目は、搬出先の施設における受入条件を満たしているということです。搬出先の事業者ごとに保有する処理施設の性能や受入可能量は大きく異なります。特に、資源化処理施設においては、焼却灰に含まれる塩化ナトリウムをはじめとした塩類等の成分や、不燃物に含まれる陶器類などの不適物に対する様々な条件がございます。また、処理可能な場合であっても、地域住民への配慮などから制限を課されることがありますので、事業者や所在自治体と事前に調整した上で、本組合の条件に合致した、確実に搬出できる施設を選定いたします。

次に、2点目は、災害時等のリスク分散を図るため、搬出先の施設を分散することです。処理施設において突発的な故障や災害などによる運搬経路の遮断等が発生した場合でも、安定処理を継続できるよう、搬出先を全国各地に分散することを考慮し、選定いたします。

ただいま申し上げました考え方を軸としつつ、処理経費等の財政負担も含めた総合的な観点から、本組合に適している事業者を選定しているものです。

栗原最終処分場の埋立てが終了した後の令和6年度以降は、圏域外への搬出量が大きく増えることとなりますので、将来にわたり安全安心なごみ処理を継続できるよう、引き続き安定的な搬出先の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 中村英仁議員。

○2番中村英仁議員 選定の理由、大きく2点理解いたしました。

市民生活に不可欠なごみ処理業務の継続が大前提ということでお話があったと思うのですが、そこは当然理解できます。

しかし、先ほど触れましたけれども、SDGsの考えであるつくる責任、つかう責任を考えると、資源化量を増やすことが重要なテーマだと考えますけれども、私も資源化の取組の先進事例というものずっと調査研究させていただいて、静岡市では、産官学連携による溶融スラグを農業用肥料として本登録しました。これは全国初だということです。これは、いわゆる今までお金を払って持っていらったものを売ることができるという夢のようなお話でした。そこにはこのように書いてありました。究極の資源循環だと書いてあります。

また、もう一つありますけれども、これは一般企業ですけれども、ノングラスという焼却灰を主原料とした防草材、要は草を生やさせないというものなのですが、これは砂利とかセメントとかという形でいろいろな使用方法があって、雑草を防ぐ効果があると。例えば、道路の中央分離帯とか路側帯とかを今まで土でやってきたところが、草が生えて除草しなければいけないところをそういうものを埋めて草を生えてこないような形にする、これは色もついていていろんな色を扱えるということが書いてありました。

このように様々な手法で焼却灰や溶融スラグなど、本来、資源にならなかった物質を完全リサイクルという形にされておりますので、資源化の調査研究を今後進めていただき、持続可能な環境に配慮した取組を要望して、終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○阿蘇佳一議長 以上で中村英仁議員の一般質問を終わります。

これで「一般質問」を終わります。

---

○阿蘇佳一議長 以上で、この定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで令和4年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第3回定例会を閉会いたします。

午前11時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議 長 阿 蘇 佳 一

前 議 長 高 橋 文 雄

副 議 長 小 沼 富 夫

会議録署名議員 中 山 真 由 美

会議録署名議員 相 馬 欣 行